

# 令和5年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金

エネルギー価格及び設備等の調達価格の高騰による経営への影響を乗り越えるため、先端設備等を新たに導入し、自社の労働生産性を向上させたいとお考えの方へ、設備等導入経費の一部を南国市が補助します。

## 補助金額

補助率 1/2  
補助金額(上限) 100万円

## 事業期間

令和6年3月8日まで  
※予算の上限に達し次第、受付終了

## 補助対象者

次の全てに該当する事業者

- ①本補助金の申請時点において、南国市に事業所を有し、今後も継続して事業を行う意思があること
- ②中小企業等経営強化法第2条第1項各号に規定する中小企業者であること
- ③次のいずれかに該当する者でないこと
  - ア. 風俗営業等の規則及び業務尾適正化等に関する法律第2条第1項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
  - イ. 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
  - ウ. 南国市税を滞納している者
  - エ. 過去に本補助金の交付を受けた者
  - オ. アからエまでに掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

## 補助対象事業

次に掲げる要件を満たす先端設備等を導入する事業（リースによるものを除く。）。ただし、他の補助金等の交付を受けた事業を除く。

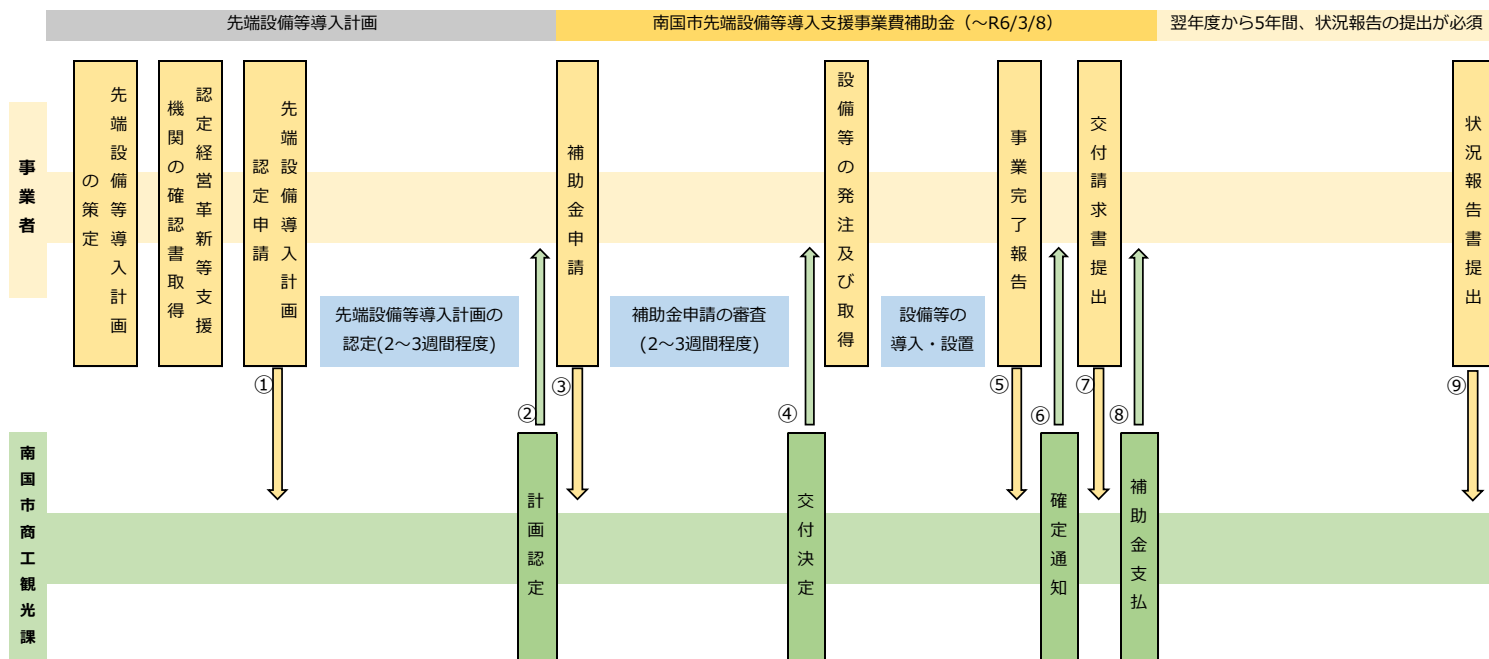
- ①先端設備等導入計画に基づくものであり、当該計画の認定申請時に年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に基づくもの
- ②補助金交付の決定後に南国市内の事業所に導入されるものであること

## 補助対象経費

南国市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載された下記の設備等の導入費

設備の種類	最低価格 (1台1基又は一の取得価格)
機械装置	160万円以上
工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備	60万円以上

## 補助事業の流れ



※補助事業終了年度の翌年度から5年間、定期的に状況報告が必要です。

※補助金の申請は先端設備等導入計画の認定を受けたものからとし、計画認定と補助金との同時申請はできません。

※補助金の交付決定前に設備等を発注・導入した場合は、補助の対象にはできませんのでご注意ください。

※補助金の支払いは、設備等を導入し、該当経費の払い込みが確認できた後の支払いとなるため、補助対象事業期間中は必要な資金を自己調達する必要があります。(補助金は実績払いです)

## 先端設備等導入計画の認定について

- 補助金の申請前に、南国市より先端設備等導入計画の認定または変更認定を受けてください。
- 認定に関する申請方法や様式等は南国市ホームページ内『「先端設備等導入計画」の認定について』をご確認ください。  
[https://www.city.nankoku.lg.jp/life/life\\_dtl.php?hdnKey=7115](https://www.city.nankoku.lg.jp/life/life_dtl.php?hdnKey=7115)
- 計画策定については中小企業庁ホームページ『経営サポート「先端設備等導入制度による支援」』内の概要資料等をご覧ください。  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

## 申請方法などお問い合わせ先

- 申請書等は南国市役所商工観光課まで、郵送もしくは持参により提出してください。
- 補助金の詳しい内容や申請様式等は下記のホームページよりダウンロードできます。

### 南国市役所 商工観光課

〒783-8501 高知県南国市大そね甲 2301 番地

TEL : 088-880-6560

ホームページ : [https://www.city.nankoku.lg.jp/life/life\\_dtl.php?hdnKey=8128](https://www.city.nankoku.lg.jp/life/life_dtl.php?hdnKey=8128)



### 南国市商工会

TEL : 088-864-3073

ホームページ : <https://nankoku-shokokai.or.jp/>

